

平成 28 年度第 5 回古賀市補助金審査委員会 会議録（要点筆記）

【会議の名称】 第 5 回古賀市補助金審査委員会

【日時・場所】 平成 28 年 12 月 9 日（金） 14 時 00 分～17 時 00 分
市役所第 1 庁舎第 2 委員会室

【主な議題】

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 会議の公開について
4. 古賀市公募型補助金交付要綱について
5. その他
6. 閉会

【傍聴者数】 0 名

【出席委員等の氏名】

委員：宗像優委員長、今村晃章副委員長、小河武文委員、貞光紀美子委員

事務局：田中智実主任主事、大川宗春主任主事

関係課：コミュニティ推進課 中野賢一市民活動支援センター係長

【庶務担当部署名】

総務部 財政課 財政係

【委員に配布した資料の名称】

資料番号	名 称
5	古賀市公募型補助金審査要領
参考資料	第 4 回 補助金審査委員会 会議録

【会議の内容】

○委員長あいさつ

○会議の公開について

会議は公開とし、傍聴方法は傍聴要領(案)のとおりとする。

○古賀市公募型補助金審査要綱について

事務局より、公募型補助金交付要綱について、改正案の概要説明を行う。その後、改正案について、質疑応答、委員による意見交換を行う。

(応募の方法第9条関係)

応募の方法について、公募型補助金選考申請書と添付が必要な書類を列挙したもの。添付が必要な書類に過不足がないか伺いたい。

第2項については、第7条第2項の規定により複数年の認定を受けた場合の条文となっており、第7条を審議した際に、複数年の認定するのをやめようとしているため、この第2項の文言については削除したいと考えている。従って、毎年、この書類を出していただくことになる。

(委員)

これまで3年間実施してきた中で、不足する情報はなかったか。

(事務局)

不足する情報は思い当たらない。逆に書類が多く煩雑で、申請する団体にとっては、苦労もあったのではないかと思う。ただし、これだけの書類を集めることによって得られる情報も少なくなく、団体や事業をきっちりと見ることができたのではないかと思う。

(委員)

書類は多いかもしれないが、民間の助成金であれば、当たり前で、自分たちで助成金を調達するときに備えて、資料を作成することに慣れておかないといけない。簡単な申請書類を提出するだけで補助金がもらえることに慣れてしまっただけではいけないので、量的には多いが、団体の成長を考えても、これまでどおりでいいのではないかと思う。

(委員)

暴力団でないかの確認について、古賀市として、どこまで対応されているのか。市町村にもよるが、団体の役員名簿を提出させ、警察に照会までするところもある。事務局や審査会では審査できないことを理由として、誓約書で暴力活動や宗教活動をやっていないことを誓約してもらっていたはずであり、古賀市として、他の事業での対応と合わせる必要があるのではないか。

(事務局)

古賀市として統一された運用がされていないわけではない。申請の際に団体の構成員名簿は添付してもらっているが、警察に照会をかけるところまで行ってはいない。構成員名簿については、古賀市民の人数や構成割合の確認に利用する程度である。構成員が多い団体については、全員ではなく、役員の名簿を添付してもらっている。

(委員)

書類の内容として、集約できる分があれば、集約したほうが効率的になる。ただし、書類としての不足はないと思う。

(委員長)

第 9 条に関しては、今の段階では、ここに記載のとおりでよいか。集約できる点は、様式を見ていく段階で確認する。

第 2 項については、複数年の認定を取りやめるということで、第 2 項の条文は削除することとする。

(事業の審査第 10 条関係)

事業の審査については、古賀市補助金審査委員会に諮るとするもの。引き続き申請に対する審査を委員会に諮って答申を受けることとしたい。

(委員長)

意見等がないため、現行どおりとする。

(選考結果の通知等第 11 条関係)

答申を参考に、採択の可否を決定して、応募団体に通知書により通知するもの。第 2 項として、通知の補助額を超えて補助金を交付しないという規定を設けている。事業を実施した結果、費用が大きくなったとしても補助金の増額は認めないという規定である。

(委員長)

意見等がないため、現行どおりとする。

(選考結果の公表第 12 条関係)

補助金対象事業の採択を決定したときの公表する事項、方法を示したもの。今現在は、市のホームページで公表しており、引き続き、ホームページ等、適切な形で公表したい。

(委員長)

意見等がないため、現行どおりとする。

(補助金の交付申請第 13 条関係)

年度ごとに、採択内容に基づき、事業着手前に交付申請を行うよう定めるもの。

(委員長)

意見等がないため、現行どおりとする。

(補助金の交付決定第 14 条関係)

交付申請から交付決定までの手続については、審査委員会が関わるものではなく、市で行うというもの。また、利益を生じたと市で認めた場合には、補助金の全部または一部を返還する旨を規定するもの。

(委員)

事業の完了により相当の利益を生ずると認められる場合というのは、具体的にどこがどのように、何をもって、判断するのか。

(事務局)

補助金を受けて実施した結果になるが、実績報告の際に市で確認を行う。例えば、さとうきびの事業で販売収入があった場合には、補助金を全部もしくは一部減額することにつながるものであり、事業の結果生ずる収益があれば補助金を差し引く規定である。

(委員)

返還すべきかどうかの判断はいつ、どの組織がするのか。補助金審査委員会で実績報告を見たときに収益があったかなかったかを確認するのか。

(事務局)

実績報告の際、市の担当課が判断することになる。今の規定上、収益の判定等について、審査委員会を経ることはない。

(委員長)

この表現のままですべて問題はないということによいか。現行どおりとする。

(実績報告第 15 条関係)

実績報告の時期と方法を定めるもの。団体からの実績報告を受けて、市で額の確定を行い、市からの報告により委員会が評価を行うもの。提出時期について、速やかにとの表現だが、事業が終了した日から起算して 2 週間もしくは、年度末のいずれか早い日までと提出期限を明記しようとするもの。

第 2 項に関連して、現在、この要綱に基づくものではなく、市で主催する報告会を実施している。その中で、団体から報告会に委員会の関与を求める声が上がっている。そこで、この報告会を、審査委員会として開くことの是非についても御審議いただきたい。ただし、事務局としては、必ずしも委員会としての関与が必要であるとは考えておらず、評価の煩雑さや事業数、委員の負担等も考えると報告会をやらないと評価ができないという仕組みは難しいのではないかと考えている。

(委員長)

第 15 条については、1 項と 2 項を分けて議論することとしたい。まず、提出期限を明記することについて委員の御意見、質問を受けたい。

(委員)

事業年度の終了ではなく、事業の完了とされているため、団体によって完了時期が異なると思うが、事務局で事業の完了時期を把握しているのか。

(事務局)

報告書の受付をもって、事業の完了日を把握することになる。年度を通して行われる事業もあるので、事務局としては、事業に係る最後の支出をした日を想定している。例えば、イベントを行う事業であれば、実施した日以降の事後処理までの支出が終わった時点から 2 週間。年度を通して行う事業であれば、年度末で閉められるように支出して報告していただくことを想定している。

(委員)

現状の速やかという表現に対してのどのぐらいの期間で提出されているのか。

(事務局)

事業によって異なり、一概には言えない。事業完了後、時間を空けて少し落ち着いてから報告する団体もある。年度末で終了する事業については、行政では、実施年度の支出に対して、翌年度の5月末まで支払いができる出納整理期間があるため、担当課もそれまでに支払えばいいと認識している部分もある。状況や考え方によって幅がでるので、実際に速やかであるかどうかではなく、具体的な期日を規定の中に盛り込むよう改正したい。

(委員)

年度途中で完了した場合には完了後2週間の期間があるが、年度末まで事業を行った場合には2週間の期間がなく、年度末直ちに報告しないといけないことになるが、問題ないのか。

(事務局)

年度末まで事業を行った場合でも、完了から2週間というのは日程的によいと思うが、市の支払いについては、年度末である3月31日までに支払額を確定させなければならぬ。従って、完了から2週間又は年度末のいずれか早い日までとするのが、適当だと考えている。

(委員)

予算をいつまでにすべて執行しなければならないという決まりが特にないのであれば、例えば、予算の執行は、2月末日までとか3月第一週までなど早めに区切ることで期限までの報告に対応できるのではないかと。また、報告までの期間について、事業完了から2週間以内というのが、短すぎるのではないかと思うので、1カ月以内にしてはどうか。あるいはどの事業であっても、例えば3月15日までと一律に設定してもいいのではないかと。書類を期日までに出不さない場合には、次年度の応募はできないなどのペナルティについての規定があってもいいのではないかと。

(事務局)

まず、2週間という期間については、特別な理由があって設けたわけではない。従って、期間を3週間にするのか4週間にするのかを議論していただきたい。それから、予算の執行に期限を設けることについては、全く想定していなかったもので、運用面において、検討したい。それから、期日までに報告しない場合のペナルティについては、補助金交付規則によると、補助金額が確定した後に補助金は交付するとしており、補助金の実績報告をしないと補助金の交付を受けることができないこととなるため、ペナルティは必要ないものとする。ただし、補助金がないと事業実施が困難な場合は概算払できるという規定があるため、概算払いした場合のペナルティは想定しなければならないかも知れない。

(コミュニティ推進課)

事業の完了から報告までにどれくらいの期間を設ければよいかという点について、市民活動を実施されている団体の多くは、事務手続にはあまり慣れていない感じを受けており、ある程度ゆとりを持って事務ができる期間を設定していただきたい。期日の文言については、起算して 2 週間という表現になっているが、起算して何日という表現が一般的ではないかと思う。

(委員)

これまでの実績報告の中で、団体が報告書を出すときに、市でアドバイスをしたり、やりとりしながら報告書をつくったりといったことがあったか。団体として、書類づくりになれていないところがあり、アドバイスなりサポートが必要なのであれば、その期間も含めて、もう少し余裕があったほうがいいのではないか。

(事務局)

実際には、団体から出てきた実績報告がそのまま受け付けられるほうが少ないのではないかと思う。各担当部署に報告書が提出されるが、不足する書類はないか、対象外になるような経費が含まれないかという点において、団体と担当部署もしくは財政課のとの打ち合わせを行っている。また、提出後、疑義があった場合には、財政課から団体に対して直接、確認することもある。その点において、提出する日付とそれが認められる日付との間に差異が生じることもあるが、期限までに全てを完璧に整えておかなければいけないということではないので、ある程度の期日を設定すれば、どの団体もクリアできるのではないかと考える。

(委員)

速やかにという文言ではなく、日にちを限定して明記するのはいいと思うが、提出期限については、あまり延び延びになるのはよくない。起算する時期について、事業を完了した日とされており、明確でない感じがする。例えば、申請の段階で団体に事業完了日を記載してもらい、その日から 2 週間、30 日以内など報告書を提出する日を自ら設定してもらってはどうか。イベントの日に終わるとするのか、1 カ月間振り返り、反省の期間を作るなど、自分達で事業の終わりを決めて、宣言して守ってもらうやり方であれば、団体に対して報告を認識させることができる。

また、報告することに対して意識を持つようなアプローチとして、報告書の書き方の講座を開催することを検討してはどうか。それにより、事業が終わって、報告書を作らなければならないとなってから相談に来るのではなく、事業を実施している最中でも、報告書のつくり方を相談に来るようになるのではないか。

(委員)

事務上、速やかにという表現よりも期間を明記したほうが、担当としてもいつ報告が提出されるか分からないよりも、把握ができていいと思う。

(委員長)

期日を設けることに関しては必要だということで、まとまった。その期日については、

案として出た 30 日という意見を踏まえて事務局で検討いただきたい。事業が完了した日に関しても、自分たちで事業が終わる日のある程度設定してもらおうという意見もあったので、事務局で検討いただきたい。その他、細かいところでも議論が出ていたので、それらも含めて 15 条第 1 項に関して、整理していただければと思う。

続いて、第 2 項の報告会について、団体からの審査委員会の委員に出席してほしいという意見について、どうするのか委員の意見を伺いたい。

(委員)

例えば、補助金を受けた同士がお互いのこと知り合うことを狙いにするのか、税金を使って活動をした以上、説明責任を果たすために実施するのか、応募するときはプレゼンして選ばれているので活動を報告するときは書類だけでなく自分たちで報告して評価をしてもらおうとするのか、どこを狙いにするのかによって位置づけややり方が違ってくると思う。それによって、委員が入るかどうかが、要綱で位置づけるかどうかが変わってくるという感じがする。事務局として、報告会を始めた経緯や、どういう考えなのかをお尋ねしたい。

(事務局)

報告会については、制度開始当初は全く意識していなかったが、税金を使って事業をやったのだから、やりっぱなしではまずいというところから報告会を実施することとなった。活動されている団体同士で、補助金の使い方や、補助を使った色々な事業があることが広まればいいという考えが基本である。この報告会をもって審査委員会に事業の成果を訴えることは考えていなかったが、報告する団体からそういった意見や希望が出された。事務局としては、団体からの報告会によって直接の報告を受けないと評価ができない仕組みにはしていないし、今後も、そこまでの必要はないと考えている。

(委員)

委員にも報告会に出てきてほしいという話はどういう意図と考えるか。

(事務局)

直接、意図を確認したわけではないが、団体へは補助金の決定通知を行う際に、会議で出された意見を付して渡しているが、文書だとニュアンスが伝わりにくく、委員会の意図とは違った捉え方をされていると感じる面があり、一言いいたいというようなことではないかと考えている。対価収入を取ってはどうかという意見や、認定 NPO が補助金をもらうことへの意見について、委員の表情が見えないので、意見を交わしたいという思いがあるのではないかとと思う。

(委員)

意見の齟齬によって、団体との間に溝ができるのは本意ではないので、委員が出て行くことにして、団体からも報告してもらって質疑応答して評価をするほうがいいということでも個人的には構わない。評価はその場ではせず、後日、審査会で評価するのであれば、報告を聞いて質問をしたり意見交換をしたりしてもよい。恨み辛みをもって翌年

度に臨むことになると、結果的に良い事業にならない。可否を判定する位置づけが委員にはあるが、審査を通じて税を適正に活用するとか、団体の課題解決の活動に寄与する役割があると思うので、全員が参加するのが難しいのであれば、交代で1人でも2人でも報告会に出席してもいいと思う。

(委員)

従来どおりでいいと思う。報告会を要綱に位置づけるには、色々な問題が出てくるのではないか。これまでも、市が報告会を実施するときには、各委員に案内があった。都合が合う場合や関心がある場合に委員が自発的に出席していたが、参加したくてもできない委員もいたのではないか。また、全員に参加を強制するものではないほうがいいと思う。事務局として考える位置づけはどのようなものか。

(事務局)

事務局としての報告会の位置づけは、評価のためというよりは情報交換や税金を使ったことへの説明を果たしてもらうという位置づけで考えている。

(コミュニティ推進課)

報告会についての団体からの声として、せっかく補助金をもらって事業をさせていただいているので、委員に活動の場を見てみてほしいという希望を持っている団体もあるようだ。委員の役割だという訳ではないが、報告会だけでなく、実施に活動しているところを委員に案内して、都合が合えば見に来てもらえるような機会が得られればとの意見もある。

(委員)

団体のニーズとしては、審査員ではなくてもいいような気がする。活動の現場を見てほしいとか、委員が好き勝手に言っているのではないかなどの意見については、やっぱり自分たちの思いが通じてないという気持ちや、相手の言っていることがわからないという話が、根底にあるのではないか。報告会に委員が参加するかどうかではなく、その問題を解決する何かを考えなければならないのではないか。例えば、報告会のファシリテーターとして、団体と委員会の双方の課題が分かる人をコメンテーターやアドバイザーみたいな形で投入して、審査会での意見を団体に分かりやすく伝え、助言する役割を果たす。あるいは自分達の言いたいことが伝わっていないということであれば、目の前に来てない審査委員と文章を通じてきちんとコミュニケーションをとっていくために、どうしていくかを助言できるようにしてはどうか。要綱に報告会を位置づけるかどうかの問題はあると思うが、報告会を開催するに当たってきちんと予算を確保して、審査目線と支援者目線を伝えられる人を用意するだけで大分緩和するのではないか。報告会の狙いと設計をしっかりと考えれば、コミュニケーション不足による団体との溝に関して、いくらかは解消できそうな気がする。他の自治体で報告会を実施しているところもあるが、評価の場になっていないことが多いものの、だからといって審査委員に出てほしいという話が起きている訳ではない。審査委員ではないが、審査委員と同等の目線で通訳や

助言できるアドバイザー的な人を報告会に呼ぶことで、解消できるのではないか。

(事務局)

一昨年の報告会では、つながり広場の行事と同時に開催し、審査会の委員にアドバイザーとして入っていただいた。今年は、財政課単独で実施したため、予算措置がされておらず、考えが及んでいなかったところもあり、ただ単に報告会を実施することだけに終始してしまった感がある。委員の意見を今度の参考にコーディネーター役を立てるなど報告するだけではない狙いも検討したい。

(委員)

委員が報告会に出席し、質疑応答することで、審査のやり方がおかしくなりはしないかと危惧している。報告会があるので見てくださいということであれば構わないが、団体と委員の間で、どのような考えで評価するのかまでやり取りするのはよくないのではないか。

(委員)

委員会の委員として案内をいただくが、参加するときには、実際の評価とは離れた形で参加するのがいいと思う。全員 5 人集まれない中で、具体的な意見のやりとりをってしまったことが、委員会としての評価になってしまうと問題である。また、時間の都合などで報告できない団体がでてきたりすると、次の審査に影響が出てしまうおそれがあると思うので、今までどおりのやり方のほうがよい。ただ、団体の考えもよくわかるので、いろんな形でアドバイスをするなどの工夫は必要だと思う。

(委員)

他の自治体でも報告会に委員が参加している場合には、報告会というよりは評価会であり、報告の内容がそのまま評価につながっている。評価会となれば、やらないといけないという話になるので、今回はそこまでやるべきものでもないと思う。

(事務局)

事前の審査のときには、補助金をもらえるかももらえないかというものになるので、団体としても、何とかして時間をつくってプレゼンテーションには参加していると思うが、報告会となると、既に補助金をもらった後であり、団体としての位置づけや動機付けが難しいのではないか。しかし、報告会を事業の評価につながるような位置づけにしていると、次の審査への影響も大きく、団体のほうが厳しいのではないかと思う。本日の委員会では、委員として報告会に関与してもよいという意見と、今までどおり任意の参加でよいという意見を両方いただいたので、市としてどう位置づけるのかは、再度検討させていただきたい。

(実績報告の公表 16 条関係)

実績報告の公表の方法について規定するもの。現在は委員会の評価について、評点を除き委員会の意見を付して、ホームページで公表している。団体からの報告としては、事業

の実績額を公表している。引き続き、ホームページ等により公表することとしたい。

(委員)

事業実績の公表では、現在は実績額だけを公表しているということか。

(事務局)

現在は、事業名称、団体名、事業の内容、交付内示額、実績報告額、及び委員から評価のコメントを一覧表にして公表している。委員会では評点もつけていただいているが、コメントだけである。

(委員)

ホームページとの表現については、ウェブサイトとしているところなどもあるが、古賀市では、ホームページとの標記で統一をされているのか。

(事務局)

初めて認識した。他の事業でどう標記されているか把握していないため、調査する。

(委員)

ホームページというのは正しい表現ではないとの話があり、ウェブサイトとの表現が増えてきている。統一して使われているのであれば構わないと思うが、確認しておいたほうがよいと思う。

(委員長)

標記方法は事務局で確認願いたい。

(補助金の交付時期第 17 条関係)

補助金の交付する時期について規定するもの。事業の性質上完了前に交付することが適当と認める場合は、一括また分割して交付することができるとした、概算払を承認する規定である。先ほど議論で、報告が後れた場合のペナルティについての話が出ていたが、概算払いの場合は、10 割交付するのではなく、7 割、8 割までにするなど考えられる。

(委員)

通常、事業を行う場合には、資金計画を立て、1 年間の中で、いつ資金が必要かは把握しているはずである。団体ごとに把握するのが難しいということであれば、10 割概算か精算かではなく、一律で 5 割にするなどでもよいのではないか。

(事務局)

先ほどの説明では、ペナルティという表現をしてしまったが、ペナルティだけの問題ではなく、10 割渡してしまうと全て使ってしまうと精算が必要になるため、全て使い切ろうとするおそれがあると考えている。前回の審議のときには、補助率を 5 割や 7 割にするという話もあり、今までのように 10 割補助がついて、補助金がないと事業が実施できないということはない。ただし、委員から一律に 5 割にと言う話があったが、補助率 5 割のうちの概算払い 5 割とすると、事業費の 2 割 5 分しか現金がないということになり、団体としては動きにくいのかなとも思うがいかがか。

(委員)

確かに補助率との関係で、5割では厳しいかもしれない。

(委員長)

意見が出たが、17条は事務局で再度検討していただくこととする。

(決定の取消し及び補助金の返還第18条関係)

団体が虚偽や不正により補助金の交付を受けたときの規定である。今までに、虚偽の申請、不正な行為は発生しておらず、補助金の返還も発生していない。これまでどおりとしたい。

(委員長)

意見等がないため、現行どおりとする。

(庶務第19条関係)

補助金に関する所掌事務を定めるもの。現在は、応募、審査から評価までについては、財政課で取りまとめているが、団体との関係性が薄く、連携がとりづらいつ感じている。補助金の審査に当たっては、財政的な目線が重視され、市民活動にとってプラスになっているかなどの懸念もある。所掌事務については、市で決めるべき事項ではあるが、これまでの審査等を通じ、委員の意見をお聞きしたい。

(委員)

財政課では団体との関係性がとりづらいということであれば、関係が強い部署が加われば良いだけのことである。ただ、関係性があるということは、団体に対して強く出にくくなり、結果的に団体の自立の妨げになることもあるので、そこをどう担保するかを考えておかないといけない。審査することと助言すること、サポートすることを両立させるのは大変なので、それをカバーする方法を考えればよい。目線が厳しくても、優しくアプローチすることが必要で、担当課を替えて、目線が優しくなつては駄目でそこは注意していただきたい。具体的に市民活動支援センターが所管する場合には、関係性がありすぎて、支援や助言がしにくくなる可能性は出てくるので、例えば、第三者のアドバイザーを入れるなどの方法を取り入れるとよい。財政課が担当したおかげで、目線が厳しいという面では、よかったと思っている。

(委員長)

財政課が担当することによりチェックすべきところはチェックすることができている。関係性については、担当課とうまく連携をとつて、団体との関係を具体的にどうすればよりスムーズにいくのかを考えて、体制づくりを検討していただきたい。

(補足第20条関係)

補足の部分であり、この要綱以外に必要な事項は、市長が定めるとしており、特に問題はなくこれまでどおりとしたい。

(委員長)

現行どおりとする。

(様式第 1 号)

公募型補助金選考申請書は、申請に係る鑑の役割となるもので、これまでどおり補助の年度補助事業名、内容、経費、申請額、その他の事項として、問題はないと考えているところだが、意見等があれば伺いたい。

(委員)

その他の欄はどのような場合に使われるのか。団体が記入する欄になると思うが、記入する必要のない項目はなくてよい。また、補助事業の内容欄については、様式 1 号で記入しなくても、企画書に書いてあるので必要ないのではないかと。

(事務局)

その他の欄については、これまでにどのように使われていたかを確認して、必要ない項目であれば、削除することも検討したい。また、補助事業の内容欄については、記載している内容をホームページ等で事業を紹介する際に利用しており、企画書には、事業の詳細を記載していただきたいと考えている。申請書は、企画書とは別に、より簡潔に事業が分かるよう記載していただきたいと考えている。

(委員)

概要という表現に変えるといいと思う。

(委員長)

その他については事務局で確認していただいて、不要であれば削除する。事業の内容については、必要な部分であるので、内容とするか概要とするかを検討していただきたい。

(様式第 2 号)

応募団体の概要書については、団体に関する鑑として捉えているものであり、今のところは過不足なく情報は得られていると思っている。

(委員)

様式には、団体の所在地、代表者、連絡責任者それぞれに F A X とメールを記入する欄があるが、こんなに必要なのか。連絡責任者だけを記入してもらえばいいのではないかと。

(事務局)

団体とのやり取りを行う連絡方法としては、メールが 1 番多い。メールでの連絡ができない場合には、ファックスがあれば、連絡が付きやすい。メールまたはファックスとしても差し支えないと考える。基本的に各種通知を送るときには、連絡責任者に送付をする。事務所を持つ団体については、団体宛に送る場合が多いため、どこのだれだかわからない連絡責任者では連絡が取りづらい。従って、団体と代表者、直接連絡をする責任者の 3 者は明らかにしたいと考えている。

(委員)

メール、ファックスなどの連絡の方法はどの手段でも構わないが、連絡先は、複数と

っておいたほうが良いと思う。これまでの経験から、突然連絡がとれなくなることがあった。また、プレゼン当日に来ないなどといったことも想定される。そういった場合に、連絡先を複数把握できていないと対応ができない。また、運用上、代表者と連絡責任者が同じ場合は省略しているのではないかと思うが、役職は問わないので、団体から 2 人以上の連絡先を記入してもらったほうが良い。団体の所在地に関しては、電話、ファックス、メールは、無しにしてもよいが、緊急連絡先は 2 つあったほうが良い。団体に対しては、連絡先を複数記載する意図を伝えて、何でも代表者任せではないことを意識してもらい必要がある。

(コミュニティ推進課)

団体の所在地については、代表者、連絡責任者のいずれかと重複している場合が多いのではないか。また、形式上、社会福祉協議会やつながり広場を団体の所在地にしている場合には、代表者や連絡責任者のほうが機能すると思うので、団体の所在地の項目が必要かどうかを検討していただきたい。また、連絡責任者という表現については、意味合いとしては必要だと思うが、申請をすることの責任者、事務担当者と表記したほうが分かりやすいのではないか。

(委員)

団体の所在地は、住所だけにして、その下に団体連絡先として、連絡責任者の氏名、住所、電話、ファックス、メールを書いてもらって、その下に代表者の連絡先を記入してもらってはどうか。また、代表者と連絡責任者が同じ場合には、もう 1 人、緊急連絡先を担保する別項目を設けてはどうか。

(コミュニティ推進課)

つながり広場では、団体の登録に関して、同じような団体の概要を把握する書類を持っているが、団体によって書き方が異なるのは、主な活動場所の項目である。定例の活動をしている施設とか場所を記入する場合もあるし、自分たちが活動しているエリアとして、古賀市、福津市、宗像市などの範囲を記入する場合もあるので、ここでは何を求めているかを明確にしたほうが良い。

(委員)

事務局としては、どう考えているのか。

(事務局)

主な活動場所については、エリアという表現に近いと思っている。例えば、複数の市町をまたぐ規模の大きな団体の支部であれば、古賀市内での活動場所を示していただきたい。

(委員)

申請のときには、記入例などがあるか。

(事務局)

募集の要綱の中で記載例を明記し、ホームページにも、様式集として記載例を載せて

いる。わかりやすい記載例を作成して対応したい。

(委員長)

団体の所在地、代表者、連絡責任者については、委員からの意見を参考に検討いただければと思う。なるべく複数の連絡先をとっておいたほうが良いという考えには賛同するところがあるので、どういう表現が最低限必要なのか、重複するところは削りながらも、他方で必要事項を充実させることを念頭に、具体的に事務局で検討してほしい。また、様式を手書きで記入する団体もあることも考えられるので、例えば、電話とファックスを同じ行にして、氏名と住所を大きくするなど、記入欄の大きさへの配慮もお願いしたい。

(様式第3号)

様式第3号、事業企画書の主な改正点は、補助対象事業の項目を外したところ、補助年度を標記方法の変更、事業内容の項目を詳細にした点、資金調達の方法、周知の方法をつけ加えた点である。今回の改正では、原則1年での申請を想定しているので、当年度次年度過年度の部分を、1年間にまとめた具体的なスケジュールを入れてもらうような形、それから、既に取り組み中である事業ということであれば、改正内容が入るようなものに変更している。また、目標、数値目標を加えた。

(委員)

企画のたて方が全くわかっていない団体にとっては、項目ごとに考えることで結果的に企画ができて上がるという点が団体の成長にもつながると思うので、事業内容の項目が細かくなったのはよいと思う。ただし、複数の事業に取り組む場合には、項目が分かれていることで、かえって作りにくくなる事業もあるのではないかと。委員として審査する場合にも、見にくくなる可能性もある。だから、現行の様式のまま、記載例を活用して、どういう項目を記載してほしいかを示すとよいのではないかと。それでも現行の様式ではうまく記入する団体が少なく、欄を埋めて書いてもらうことを重要視するというのであれば、改正案でもよい。

改正案では、スケジュールを4月から翌3月まで記入するようになっているので、実施期間の欄は不要ではないかと。また、資金調達の項目が、自主的な調達のことであることを団体に理解してもらえよう注意書きが必要ではないかと。自立に向けた取り組み改善内容等の項目についても、団体の運営のための取組みなのか補助事業を実施するための取組みなのかが分からないので、表現を工夫したほうがよい。目標と数値目標という表現も分かり難いので、数値目標を成果指標という表現に変えてはどうか。あるいは、定性目標と定量目標とするなど、言葉と数値をそれぞれ書くことがわかるような示し方をしたほうがよいのではないかと。また、目標を立てずに出た成果は副次的なものなので、成果報告書に記載すればよい。目標という項目を入れるのであれば、期待される効果は削除してよいと思う。

(事務局)

これまでの審査や評価の場で、委員から意見が出た項目を、欲張りに盛り込んで作成した。様式の文字数等の関係から、短くまとめて表現した箇所もあり、分かり難さもあると思う。委員から意見をいただきながら、表現方法等も検討したい。目標と効果については、目標の設定は行政としても難しく、例えばイベント事業での目標を来場者数が何人というような、事業の効果が測れるのか懐疑的な目先の数値が設定されることがある。しかし、その奥にある効果も必要であるため、目標と効果を分けて記載したという意図がある。

(コミュニティ推進課)

自立に向けた取り組み・改善内容等についてだが、そもそも、この公募型補助金は団体への運営補助ではないので、必要かどうか疑問だ。事業終了後の展開をどのように考えるかという欄があるので、この欄の記載で十分ではないかと思う。

(委員)

この補助金が運営補助ではなく事業補助だという点は十分認識しているが、前提として自立できてない団体が多く、事業イコール団体というようなケースも多いと思うので、補助金を活用して団体の自立を図ってほしい。そのため、自立に向けた動きが可能なのかという点を確認したいという事務局の意図は十分に理解できる。自立に向けた取り組み・改善内容等を記入してもらおう点はよいとして、表現とか、何を書いてもらうのかという精査が必要である。

(委員)

事業内容に関して、実施期間は不要という意見があったが、月ごとにスケジュールを記載する欄では分かりにくいので、事業内容にも必要だと思う。資金調達に関しては、例示が必要だと思う。自立に向けた取り組み・改善内容等に関して、事業終了後の展開で兼ねられるのではという意見もあったが、やはり自立についてしっかり考えてほしい。委員もそれを確認したいという考えから、この項目は、残した方がよいと思う。ただ、表現の仕方や例示や記入に際して団体へのアドバイス等は必要だと思う。目標と期待される効果は一つでいいのではという意見があったが、事務局案のとおり、目標は目標としてしっかり記入してもらい、それとは別にそれによって何が得られるのかを詳しく記入してほしいので、分けることに賛成だ。ただ、もともと目標はたくさん書けるようになっていたものの、団体が数値目標を記入しないことが多いから、数値目標が必要だということで追加したと思うが、それにより目標欄が非常に小さくなってしまった。具体的に何をどう書いてほしいのかを考えて、欄の大きさ等を検討する必要があると思う。また、事業内容の実施場所について、様式2号の主な活動場所を記入する欄と、どう異なるのかを確認したい。

(事務局)

様式2号では、活動エリアという表現をしているが、主に古賀市で活動しているかどうかを確認するもの。事業の実施場所は、主にイベント事業を想定しているが、例えば

人が集まりやすい中央公民館で実施するのか、小さなスペースなのか等の違いによって、事業の対象がどれほどなのかが分かるのではという意図だ。

(委員)

了解した。他にないか。

(委員)

様式 2 号は団体の活動エリアという考えで、実施場所はあくまで事業の実施場所という考え方でよいか。

(事務局)

よい。

(委員)

事業内容の項目はいろいろ検討していただきたい。例えば、資金調達は非常に分かり難い表現だ。自己資金という文言にして、様式の記載要領をきちんと団体に示す必要があると思う。

(委員)

目標と成果の話は本当に難しいと思う。自治体の地方創生の議論の中で、KPI (Key Performance Indicator (キーパフォーマンスインジゲーター) の略) ではなく KGI (Key Goal Indicator (キーゴールインジゲーター) の略) ではという議論もあったりする。目標を記入させることが重要で、期待される効果も残すなら、期待される成果とした方がよい。目標を立てたので、目標に向かって活動し、目標を達成するとどうなるのかを記入してもらいたい。効果を記入させると、こんなにいいことがあるという記入の羅列になってしまう。目標と連動する成果を記入してもらいたい。例えば、仮に、参加者 100 名を目標とした場合、100 名来場したことによって、設定した課題の解決にどうつながるのかを記入してもらいたい必要がある。きちんと狙いを定めて取り組んだ結果、どんなアウトプットが考えられるのかを記入してもらいたいと思うので、期待される効果ではなく期待される成果への変更を検討願いたい。

(委員)

左端に事業目的があり、課題と解決方法がある。また事業内容と書かれていて、実施機関、場所、対象者等が書いてある。それに倣い、左端に目標欄を作り、その中で、目標、数値目標、期待される効果、事業終了後の展開と分けていくと、期待される成果や事業終了後の展開も、目標というカテゴリーの中で、記入することが明確になると思うので、検討いただきたい。

(様式第 4 号)

公募型補助金事業資金収支計画書について、これまでの 3 年間の中で議論になった、補助の対象経費かそれ以外かという点、補助金の申請額の算出方法がわかりにくい点等を、補助対象であろうがなかろうが事業に係る収入と支出を記入してもらいたいという提案であ

る。補助対象と対象外をそれぞれ記入し、補助の基本額を差し引きし、補助率を掛ける算出方法にしている。

(委員)

今まで課題となっていた点の改善となっているので、よいと思う。

(委員)

欄外の※印の三つ目にある収入については下記の科目に併せて記入してくださいの意味は何か。

(事務局)

現行様式にあるものを簡素化したもの。古賀市の公募型補助金は他の補助を受けていても補助対象になるという特徴があるが、他の補助金を受けていれば記入する欄になる。全部書き切れているか難しいが、科目としては補助金以外はその他というひとくくりになっている。これに該当しない収入がないという仕分けの仕方になっている。

(委員長)

その他、意見や質問はないようなので、改正案のとおりとしたい。

(様式第5号)

誓約書について、誓約する事項に過不足がないか審議していただきたい。そもそも誓約書が必要かどうかも含めて、ご意見をいただきたい。

(コミュニティ推進課)

参考までに、施設の利用申請の書式等をみると、いわゆる暴力団等の非社会的団体ではないことを警察に照会を行う場合に、市と警察の情報が一致するかどうかの確認する方法の一つとして、代表者の生年月日を記入する方法をとっている。

(委員長)

代表者の生年月日が照会の際に役立つとのことだが、どうか。

(委員)

暴力団関係について、NPO 法人関係の提出書類でも厳しくなり、追加で提出する等の話が出た。本当に照会するなら代表者の生年月日は必要だろう。この様式は、これらの項目を行政が正しく確認しようがないという面があるので、最低限、団体に誓約してもらおうという考え方で作ったもの。代替案がないのなら、提出は続けてもらっておけばいいと思う。

(委員)

補助対象団体の要件に市民活動支援センターの登録要件が加わったので、登録要件にこれらを満たす要件があるかないかを確認すればよい。もしあるのなら、二重に確認する必要はないと思う。

(コミュニティ推進課)

今のところ登録要件にはない。

(委員)

事務局への確認だが、警察の照会は今後考えているか。

(事務局)

照会するなら、全団体全員を照会しなければ意味がないので、実施の予定はない。ただ、何か問題があった場合は、照会することを了承してもらうという誓約だ。

(委員)

事務局の方針からすると、このままの形式でよいと思う。最後に誓約内容はこのままでよいか確認いただきたい。例えばオレオレ詐欺に関与するような団体を追加するとか、何か文言追加は必要ないか。

(事務局)

基本的に団体としての誓約であり、そもそも構成員全員について誓約するものではなく、必要最低限の列記となっている。もし追加すべき必要事項があれば検討させていただきたい。

(委員)

参考までにいうと、反社会的行為という文言を入れているものもある。ただ、反社会的行為という言葉はイデオロギーと関係するので、判断が難しい。滞納はいけませんが、選挙活動・宗教活動等はやってはならない行為ではなく、補助対象団体の目的であってはならないという話で、難しいところだ。限定列挙するのか、反社会的行為といったような表現で追加するという手もあると思う。

(委員)

反社会的を広い意味で捉えれば、暴力団員以外でも、反社会的な活動ということになると思うし、犯罪行為に加担しないといった文言でも、一言あったらよいと思うので、検討いただきたい。

(様式第6号)

設立趣旨書については、設立間もない団体だけが提出するもので、設立の趣旨や経緯が示すもの。この内容次第で、補助金の対象団体となるかどうかという審査になっていない。現行のとおりとしたい。

(コミュニティ推進課)

設立間もない団体というのはどの程度か。

(委員)

設立1年未満で、決算書等がない、実績のない団体を対象団体として認めるかどうかという議論になり、決算書等や報告書の代わりに出してもらっていると認識している。

(事務局)

第9条の第1項に、1年に満たない場合に限り提出することとなっている。

(委員長)

現行どおりとする。

(様式第 7 号)

選考結果通知書について、審査委員会の 1 次、2 次審査の結果を伝えるもので、採否や補助額を示すもの。改正案は省略しているが、5 番目の補助期間は今後不要になる。6 番の選考理由が難しく、現在は適正と認めたという表現で、通知している。

(委員)

その他には審査委員会からの意見を付すということか。

(事務局)

現在は、申請時に追加書類が出た場合等に追加の添付資料あり等を記入している。委員の意見は別紙でつけて通知している。

(委員)

意見はないようなので、現行どおりとする。

(様式第 8 号)

実績報告書については、実績報告の鑑になるもの。現行のとおりとしたい。

(委員)

鑑の文書のわりに、記入事項が多いと思う。申請書の考え方と同じで、団体の負担になるので、削れるところがあれば削れればと思う。

(事務局)

選考申請の際には企画書をつけているが、報告時にはそれに変わるものがない。添付資料等でも対応しているが、どんな事業をしたかはこの報告書 1 枚でまとめている形になっている。

(委員)

様式 8 号だけでなく、収支報告書など、実績報告書全体で議論した方がよさそうだがいかがか。

(委員長)

そのように進めたい。

(様式第 9、10 号)

資金収支報告書については、何にお金を使ったかを報告するもの。申請書にあわせて、資金の補助対象と補助対象外と分けて記載するように変更した。

成果の報告書については、計画どおりに実施できたかどうか、効果を上げることができたかどうかに加えて、目標を達成することができたかという項目を新たに加えた。「こんなことをしたという実績報告」「お金をこう使ったという収支報告書」「成果については成果報告書」という三つを持って補助金が適正に使われたかどうかを判断するという形になる。

(委員)

成果報告書が自己評価シートのようにになっている。自己評価を入れることは悪くないが、できれば、実績報告書の内容を軽くして、成果報告書をきちんと書いてもらったら

よいと思う。何をやったかという結果を書く、目標が達成できたかどうか、どの程度達成できたか、副次的なことも含め、効果はこんなことがあった、それをどう自己評価するかという形で成果報告書を膨らませた方がよいと思う。パソコンの人はよいが手書きの人は記入しづらいと思う。添付資料をつけるのもいいが、できればきちんと書いてもらい、写真等の添付資料を減らしてもらうような形で改善していただきたい。

(委員)

いくつか意見が出たが、大幅な修正が必要だと思う。添付資料が多いのはよくないというのは同感だが、成果報告書に詳細を書いてもらいたい一方で、実績報告書で全体が分かる状態がよいという考えもある。

(事務局)

委員が指摘するように、成果報告書は自己評価シートのようにになっているが、これを見れば、団体の考え方がよく分かる、団体のカラーがよく出る様式なので、どのように書いてもらうかは大切だとは思いますが、これはこれでよいとも思う。だが、今後は成果を大事にしたいので、どのような形で成果報告書を提出してもらうことがよいか、内容について検討したい。

(コミュニティ推進課)

形式的な話だが、様式第 9 号の一番下の欄が申請額となっているのはおかしい。

(委員長)

全体を通じて、表記のぶれがないように、もう一度事務局で確認願いたい。

(委員)

標記としては、補助事業名とそろえるのが一番よいと思う。成果報告書と言いながら、内容は自己評価になっている不整合を正す必要があり、成果報告書の内容を削除する必要は全くないと思う。例えば、民間助成金では、実績報告と自己評価がバラバラという例はない。なぜ自己評価を出させるかと言えば、団体の成長や事業の改善を促すため、本来なら、要綱で様式化する必要もなく、最後に担当課と面談する時に提出させるものというレベルでもよいと思う。成果報告書と銘打つのであればきちんとその内容にすることが必要で、かつ団体の負担を考えつつ、こちらが知りたい情報をきちんと書面に反映させるため、様式第 8 号と第 10 号を整理する必要がある。

(委員)

様式第 3 号の企画書に記載されていることが、達成できたのかがみえるように様式第 10 号を整理してもらえればよいと思う。今の段階では、様式第 3 号の結果が様式第 10 号のどこに書かれているのかが、もう少し明確になればよいと思う。

(事務局)

様式第 3 号の企画書に対応するのが様式第 10 号となるようにとのことだが、改正案では、計画どおりに実施できたかどうかを 4 段階評価している。これは不要という考え方になるか。

(委員)

計画どおりに実施できたかどうかは、評価するに当たって、重視していない。団体がどう成長するか、実態を把握するという点では重要だったと思うが、もともと計画していたことがどうだったのかを知り、成果を知り、評価することが委員の仕事であり、成果報告書がそのようになっていない。実績報告は結果しか記載されていないので、成果報告書にそのような記載がなされないといけないが、改正案ではそうになっていない。改正案では、団体の感想で、「自分たちはやった」「できた」というものになっていて、これは成果報告書では不要で、報告会の場でよいと思う。もっと重要なことを追加で載せる項目があると思う。追って、私の方から、提案させてもらいたい。

(委員長)

委員から出された意見を参考に事務局でとりまとめをお願いしたい。交付要綱について確認を終了する。

○その他

(委員長)

審査要領の見直しを予定していたが、本日は終了したい。次回のスケジュール等を確認したい。

(事務局)

次回以降のスケジュールは、2月7日火曜日、2月24日金曜日に、審査委員会を予定させていただきたい。本日で要綱の審議会が終了したので、事務局で内容を修正の上、資料を準備し、次回の第6回委員会で審査要領の審議と、要綱のまとめができれば、第7回の委員会で総まとめができると思う。

(委員長)

以上で、平成28年度第5回補助金審査委員会を終了する。

以上